
報告書（案）に対して寄せられた意見の概要と
それに対する考え方

目 次

第1章 目的と背景.....	1
1 - 1 目的.....	1
1 - 2 背景.....	3
第2章 競争評価のプロセス.....	6
第3章 各論 分析対象となる利用者向けサービス分野の選定.....	7
3 - 1 基本的考え方.....	7
3 - 2 対象分野の決定に際しての留意点.....	9
第4章 各論 市場画定.....	10
4 - 1 基本的考え方.....	10
4 - 2 具体的に考慮すべき事項.....	10
4 - 3 市場画定の具体的方法.....	12
第5章 各論 競争状況の評価.....	13
5 - 2 競争状況を示す定量的指標や定性的要因等の特徴等.....	13
5 - 3 指標等間の関係等.....	19
5 - 4 総合評価の基準の在り方.....	20
5 - 5 競争状況の評価に際しての留意事項.....	20
第6章 今後の取組み.....	23
6 - 1 競争評価の実施についての基本的考え方.....	23
6 - 2 競争評価の具体的実施方法.....	23

【注】頁及び段落は、報告書（案）のそれである。

第1章 目的と背景

頁	段落	意見の概要	考え方
1 - 1 目的			
3	(2)	<ul style="list-style-type: none"> 報告書（案）の記載に賛同。【川名・堀】 	- - -
4	(2)	<ul style="list-style-type: none"> 報告書の内容について賛同。【J - フォン、川名・堀】 	- - -
	(2)	<ul style="list-style-type: none"> 最初の行につき、英国独自の競争評価を指しているようにとれるが、ECの新パッケージの義務である市場分析を既に英国が開始している事実と混ざっている書き方のようにもとれる。細かすぎるかもしれないが、1行目につき、双方の区別がつくようにした方が、わかりやすいように感じる。【風間 法子】 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘の点については、英国では「競争評価レビュー」とEU指令に基づく「競争レビュー」ともに既に開始していることから表記に誤りはなく、また、1 - 2 (1) において正確に記述しており、本項において両者を特に区別して記述する必要はないと考えるが、ご指摘を踏まえ、「(前略)また、OECDでも、電気通信事業分野における競争評価のための指標が検討されてきている(それらの詳細については、次節1 - 2参照。)」と修文する。
	(3)	<ul style="list-style-type: none"> 競争評価の結果、必ずしも「競争が有効に機能している」か否かが二者択一的に判断できるものではないと考える。従って、「競争が有効に機能していない」という判断を行う場合は、明確かつ客観的な根拠が求められ、当該判断をもとにした「市場競争を補完するための規律」の見直しや競争評価の継続は、事業者にとっての事業運営活動の萎縮につながらないよう、極力慎重に行うべき。【NTTドコモ】 競争評価の結果として規制を緩和した場合であっても、その後の市場動向の変化により、競争ルールの見直しが必要になることも想定。このため、競争評価を定期的実施することとし、必要に応じた競争ルールの再構築が着実に実施される旨、明確にしていきたい。また、競争が十分に進展していないことが新たに明らかになった場合には、必要に応じて、適切な競争ルールを構築することが適当。【KDDI】 諸外国と比較すると、我が国は実施能力の点で遅れを取っている感が払拭できない。我が国においても、本研究会にて策定された競争評価手法に基づき評価を実践する中で、ベスト・プラクティスに沿った手法の改善・精緻化及び新手法の確立等が図られるべき。その手段として、経済学上の各種手法の柔軟な採用及び先述の諸外国における競争評価手法の事例活用等が有益。こうした過程を経て、最終的に我が国にお 	<ul style="list-style-type: none"> 報告書（案）に記載したとおり「競争評価手法をこれから精緻化していく途上」にあり、「その実践の中で必要な知識や経験の蓄積に努め、その方法論を完成に近づけていく」ことがまずは重要。また、競争評価の結果が政策変更につながることも、政策見直しの「トリガー」として機能する。

いて国際社会に受用される競争評価手法が確立されることを期待。【J - フォン】

- モニタリングにとどまることは競争評価の第一目的たり得ず、政策に反映されてはじめて意義あることと評価されると考える。競争評価の第一目的は、現在の政策が時代や市場に見合ったものであるか、不十分な点はないかといったことを検証し、必要な場合には政策の変更^にに結実することが競争評価導入の目的であると明記すべき。

【日本テレコム】

- 競争評価の目的は、現在、適用されている競争ルールが市場における競争の実態から乖離している場合に、その状態を是正することにある。特に、競争が有効に機能していないと考えられる市場において支配力を有する事業者が存在する場合には、競争促進のために必要最小限のルールを適用することが重要。なお、市場支配力を有する事業者が認められない場合には、全ての規制を撤廃すべき。【日本経済団体連合会】

- 「市場のモニタリング」「競争評価の結果をさらに詳細な分析のベースとして活用していく」という表現が用いられているが、競争評価は電気通信事業法など根拠法令見直しの「契機」の1つに過ぎず、これに即応して規制体系・内容の変更が行われるものではないことに留意していることは適切。【岡田 直己】

- 研究会の報告書案は、5頁において「競争評価の結果が直ちにそれにつながるわけではない」となっている。4頁においてルール行政の推進をうたっているにもかかわらず、本報告書案は市場分析がどのような結果を導くかというルールを示さずに分析という手続きの方法を示しているだけである。これでは分析結果がどう出ようとその結果が導くルールがないので、事業者が市場分析に協力するインセンティブはあまり期待できないように感じられるし、市場分析を行う主旨もはっきりしない。よって、市場分析は「規制の迅速な見直しの契機」ではなく、規制見直し的手段であるべき。この観点から、本報告書案そしてこれをもとに作成する御予定のガイドラインは、日本の新たな規制枠組みを定める法令と別個に存在するのではなく、EC同様、規制の改廃に直結させるべき。【風間 法子】

- 定期的なモニタリングすることは、競争評価をする上で、重要なプロセスであると考えられるが、競争評価が、市場の変化に対応した規制の迅速な見直しの契機になるであろう。という部分に関しては疑問が残る。この時点で、規制を見直すのが果たして問題解決の最善策か否かは検討の余地がある。既存の規制が公正な競争を阻害している場合には、迅速な見直しが必要であることは確かである。しかし、競争評価の結果、公正な競争が起こっていないと判断された場合、規制を見直すのが最善策な場合と、競争当局(公正取引委員会)が独占禁止法の対象として問題を解決した方がよい場合がある。【川名・堀】

1 - 2 背景			
5	(1)	<ul style="list-style-type: none"> EUにおける有効競争レビューは、欧州委員会(EC)の規制の枠組み指令に基づいて確立されており、法的な根拠がある。一方、日本での方策には法的な根拠が無く、このプロセスは事業法や独占禁止法とは関係なく策定されようとしている。従って、日本における競争評価のプロセスが、何をどの様に評価するのかが明確でなく、その結果、何をどの様に改善することになるのかが明確でない。このプロセスを、電気通信事業法や他の競争法に組み込んで、プロセスを実施するための根拠を明確にすべき。【C&W IDC】 	<ul style="list-style-type: none"> 本研究会は、競争評価手法を研究することを目的とするものであって、ご指摘の点については、本研究会の検討事項の範疇を超えており、本研究会が回答する立場にないと考える。なお、欧州委員会指令(Directive)は、加盟国政府が国内法制化を行なって初めて各国の国民に対する法的効力を有するものと承知している。
		<ul style="list-style-type: none"> ECの新通信パッケージの国内法制化期限は7月24日なので、日付「24日」まで書き入れてはいかがか。【風間 法子】 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘を踏まえ、「(前略)なお、この指令パッケージを国内法制化する作業は、2003年7月24日を期限に、(後略)」と修文する。
		<ul style="list-style-type: none"> 2003年4月時点で市場分析に着手しているEC構成国は、アイルランド、イギリス、スウェーデン、フィンランドであると承知(この他にノルウェーも、構成国ではないが市場分析に着手)。ただ、「分析着手」をどの段階からと捉えていらっしゃるかにもよると思うので、想定している「分析着手」の実施段階を明示した方がよいのではないか。【風間 法子】 	<ul style="list-style-type: none"> 事実関係を事務局にて確認の上、修正する必要があるれば報告書の確定・公表までに修正する。
8	(2)	<ul style="list-style-type: none"> 今般の競争評価手法と独占禁止法に基づく競争評価手法については、国際的な潮流の観点のみならず、事業者への二重の規制を回避する観点からも、その整合性を確保していくことを要望。【NTTコミュニケーションズ】 	<ul style="list-style-type: none"> 異なる法律に基づく規律が一事業者に重畳すること自体は、一般には回避すべき事態とは限らず、特に電気通信事業分野の特殊性や同分野が独占から競争への過渡的状況にあることを前提とすれば、一般競争法たる独占禁止法と、同分野における公正競争の促進等によりその公共性・利用者利益を確保することを目的とする電気通信事業法がともに存在することには、矛盾はないと承知している。 一方で、双方の目的、機能等の差異を認識しつつ、方法論や国際的な要請の観点から双方の手法の整合性を確保することについては、一定の考慮を要するので、本研究会での研究事項としてきたところ。
		<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業分野に固有の規制手法と、一般競争法における手法の整合性確保について、「一定の考慮」が必要であるとされているが、その具体的な内容が明記されていないため、今般の議論における競争評価手法・結果は、あくまで事業法による規制 	<ul style="list-style-type: none"> 本研究会で検討した競争評価手法は、例えば、市場画定の際に着目すべき事項や競争状況を評価する指標等は、独占禁止法の手法等を参考とし

<p>の適正化・精緻化のみに向けられるのではないかという印象を受ける。たとえば、市場画定の手法について、今般検討されている「競争評価手法における市場」と「独禁法における市場」が異なることは理解できるが、公取委(独禁法)による競争政策において競争評価結果が活用されるか否か、活用されるとすればどのような方法が考えられるのかなど、どの部分に着目した整合性確保を検討しているのか必ずしも明らかではないことは、事業者の予見可能性を確保するうえで問題を生じるおそれがあると考える。【岡田 直己】</p>	<p>たものであり、双方の目的、機能等の差異を認識しつつも、双方の手法の整合性は十分考慮されている。なお、本研究会は、総務省総合通信基盤局長の私的研究会であって、ご指摘の「公取委(独禁法)による競争政策において競争評価結果が活用されるか否か、活用されるとすればどのような方法が考えられるのかなど」については回答する立場にない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 確かに、条文の文言からすると双方の目的は異なっているように見える。しかし、独禁法が公正取引委員会をして「公正且つ自由な競争の促進」を行わしめるのは、それが消費者、つまり国民の利益につながる不可欠な事項であるからである。だからこそ、通信市場に競争が導入されたのではないかと？通信分野だけでなく、外国政府が日本に対して一層の独禁法適用の強化を要求する際にも、それが消費者の利益に資することを理由とすること、そして何よりも、日本だけでなく各国の競争当局は消費者保護の役割も担っている事実を考慮する必要がある。以上の理由から、両法の目的が異なっているという見解は妥当ではない。【風間 法子】 • 電気通信事業法は「電気通信の健全な発達及び国民の利益の確保」を目的としたものであり、わが国の独占禁止法の直接的な目的が、「公正且つ自由な競争の促進」であることには異論は無い。しかし、両者の目的が「当然のことながら異なっている」という点に関し、疑問が残る。なぜなら、独占禁止法の直接的な目的である「公正且つ自由な競争の促進」を追求していくことによる、消費者の最終的な利益を鑑みれば、両者の目的は同じである。つまり、「公正自由な競争の促進」により、事業者の創造的な活動が推進され、経済の活性化、雇用や国民所得の増加、資源の最適配分の達成につながり、ひいては「一般消費者の利益の確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進する」という同法の究極の目的を達成できるのである。この点両者の表面的な文言の差異に注目して競争評価手法の独自性を正当化するのはいかがなものか。【川名・堀】 	<ul style="list-style-type: none"> • 独占禁止法の目的の捉え方には諸説が存在していると承知しているが、電気通信事業法のそれと異なっているのは厳然たる事実である。なお、今般の競争評価のようなアプローチは、独占禁止法に基づく競争評価には存在しないので、双方の目的、機能等の差異を認識しつつも、双方の手法の整合性を確保することが重要である旨を記載しているところ。
<ul style="list-style-type: none"> • のすぐ上の段落において、EC が「固有の規制手法から一般競争法への近接を図ろうとしており」とあるが、近接ではなく、ゴールとして競争法による市場統制を設定しているものと理解。新パッケージは、不要な規制の撤廃と未だ競争が不完全であるエリアに対する規制枠組みであり、関連製品市場に係る勧告は規制が許容される市場リストと見なせる。従って、規制を撤廃すべきか否かを計る手段が市場分析であると位置付けられている。よって、SMP に課される義務は6頁にあるように競争原理 	<ul style="list-style-type: none"> • 本研究会は、競争評価手法を研究することを目的とするものであって、ご指摘の点については、本研究会の検討事項の範疇を超えており、本研究会が回答する立場にない。

を補完するための規律である以上に、SMP が存在する市場に競争の仕組みを育てる「特別競争法」であると捉えるべきではないか。故に、市場分析は規制の改廃に直結。通信規制当局は、自らの死期を定めるために行動しなければならないという、皮肉な枠組みであると言える。

(1 - 1 (3) に関する意見の欄に記述。)

競争評価のための指標の検討が世界的に為されているのは、規制の撤廃と競争法の導入、もしくは規制と競争法及び規制当局と競争当局の通信分野における関係という国際的な議論の潮流の一環としてである。国際的な整合性の確保は、このような一連の関連性なくして得る事は不可能。世界でも電気通信事業分野における競争が進展しており先端を行く日本においては、規制と独禁法の手法の整合性確保についての一定の考慮だけでなく、競争進展状況にあった規制撤廃、そしてともすればこれまで他国をお手本にすることが多かった規制分野において、お手本とされ世界をリードするような規制を行うことが、ふさわしい在り方ではないか。そのようなリードを、是非とも期待。以上のような見解から、市場分析及び公正取引委員会との関係を法令において定め、市場分析の結果が規制に直に反映される仕組みを作るべき。そして、当該仕組みにおいては規制を撤廃するに十分と考えられる競争状態の説明(例えば、有効競争の定義)がきちんと為されるべき。【風間 法子】

第2章 競争評価のプロセス

頁	段落	意見の概要	考え方
11	(1)	<ul style="list-style-type: none"> 報告書(案)の内容に賛成。【川名・堀】 	
	(3)	<ul style="list-style-type: none"> 報告書(案)の形式で行うことに異論はないが、定性的な要因の分析は、透明性を十分に確保して、定量的な分析が皆無になるような不透明な定性的判断をしないように注意して頂きたい。【川名・堀】 	
12	図表 2-1	<ul style="list-style-type: none"> 「競争評価の対象外とされた利用者向けサービスについても、アドホックに競争評価を行う可能性がある」とされるが、これは外形的・客観的な参入障壁の存在・変化等との関連で判断されるものと認識される一方で、「事業者による評価実施要請の合理性」の判断基準が示されていないことは、競争評価プロセスの透明性確保が不十分であるという印象をもつ。利用者向けサービス分野によって、競争評価を行う政策的有意や重点的な判断事項に相違があることは理解できるが、「行政や利害関係者等により共有化された手法の活用」を前提とするのであれば、行政が評価実施要請をどのように考慮するのかについて、事業者の期待可能性を確保できるレベルにおいて明確にしておく必要があると考える。【岡田 直己】 	<ul style="list-style-type: none"> 3-2(2)についての意見に対する考え方を参照。

第3章 各論 分析対象となる利用者向けサービス分野の選定

頁	段落	意見の概要	考え方
3 - 1 基本的考え方			
13	---	<ul style="list-style-type: none"> 「一度に競争評価を行うことは現実的には困難」との認識については、異論があるものではない。ただし、「重要性が高い対象分野については、連続して競争評価を実施することが望ましい」としている点に関し、連続して実施していくのが適当とする判断は、客観的な基準に照らして行い、事業者にとって事業運営活動の萎縮につながらないように最大限配慮すべき。よって、「その場合にあっては、<u>客観的な基準に照らして、重要性が高いと判断される対象分野については、関係事業者の過度の負担につながらないように配慮しつつも、透明かつ客観的な手続により連続して競争評価を実施することも考えられる。</u>」のように修文すべき。【NTTドコモ】 全ての利用者向けサービスを競争評価の対象とすることは現実的ではないと断言するのは早計。まずは選定ありきではなく、簡易な方法であっても、一通りのサービスについて競争評価を行うべき。それでも、優先順位をつけて実施しなくてはならないということであれば、評価できないサービスについて、評価しないと判断した理由とともに行政が明らかにし、同意を得る必要がある。【日本テレコム】 市場の選定段階及び市場の画定段階の双方において、市場構造の分析を理論的に行い、市場の属性を正しく把握することが必要。例えば、この分析により、誰がユーザであり、誰が供給者であるのか等のビジネスモデルを明確にした上でのバリューチェーンなど、市場の特性についての情報を明確にしておくことは、各段階での重要な判断材料となり、適切な市場の画定を行うことが可能になるとともに、透明性を確保する上で有効に機能する。市場の属性について初期の段階で明確になれば、市場もこれによって区別されるはず。評価段階での属性の考慮は必要かもしれないが、可能な限り早い段階（市場を選定もしくは画定する段階）で、属性による市場の区別ができていれば、属性を評価する上での不確実な恣意性を排除することが可能になる。また、市場構造を分析することによって、隣接市場を見逃してしまう危険性を排除することができる。（例えば、リテール市場とホールセール市場の区別、移動体の発信市場と 	<ul style="list-style-type: none"> 透明性・客観性の確保は、競争評価の実施過程全般において重要であり、報告書（案）にはその旨を記述しているところ。このため、ご指摘については、本項において改めて特記する必要はない。 特定の対象分野について競争評価を継続することが「事業者にとって事業運営活動の萎縮につながる」、「関係事業者の過度の負担につながる」のご指摘については、その根拠が明らかでないが、競争評価の対象分野が特定されるキックオフ・ドキュメントが総務省により公表・意見募集された際に、その具体的な根拠と併せて意見すべき事項と考える。なお、特定の対象分野について競争評価を継続する必要性が認められる場合には、「関係事業者の過度の負担につながらないように配慮しつつも」連続して実施すべきなのは当然である。 ご指摘の「市場の属性」との趣旨が明らかでなく、また「理論的な市場構造分析」の手法が明らかでないが、対象分野の選定、市場画定のいずれの段階でも、対象分野又は分析対象となるサービス市場の構造、外形的特徴、機能、料金等の客観的事実を考慮することとなるのは当然である。 このため、本項のサービスの選定段階におけるそれら客観的事実を含む公開データの収集、整理に加え、4 - 3を「市場画定の際には、<u>分析対象サービスの構造、外形的特徴、機能、料金等の客観的事実を考慮するのは言うまでもないが、その</u>

着信市場など)。したがって、いずれの段階においても、理論的な市場構造分析を行うことは必須。【C & W IDC】

- 市場支配力は通信サービスを提供する上で不可欠な機能を有することに起因すると考えられることから、競争評価は、「利用者向けサービス」に留まらず、「通信事業者向けサービス」(報告書案の用語に従えば「インフラサービス」)も対象とすべき。【日本経済団体連合会】
- 競争評価の対象分野は利用者向けサービス分野だけではなく、事業者間のインフラサービス分野も含めるべき。確かに利用者向けサービスの競争評価によって、そのサービス分野の競争の進展状況やサービスの代替状況等は把握できると考えらる。しかし、通信事業に参入し競争環境下で事業活動を行うために不可欠な基盤設備に着目し、その市場の競争評価を行わなければ、競争を活性化させている要因、あるいは阻害している要因を明らかにすることはできない。例えばダークファイバが有効に活用されているかどうか、評価することは必要。現状では、通信事業者にとって必要不可欠な設備である光ファイバは、十分な量が円滑に利用されているとは言えない。インフラサービス分野の競争評価を行わないと、例えば NTT 東西等のダークファイバを接続事業者が適切に利用できる環境となっているか、現状が正しく認識されない恐れがある。また、インフラサービス分野でのボトルネック設備を有する企業に対する規制緩和あるいは規制強化が、数年後に利用者向けサービス市場における競争環境に決定的な影響を及ぼす可能性も考えられる。よって将来的な利用者向けサービス市場の公正な競争状況を確保するためにも、利用者向けサービス分野とは別の枠組みでインフラサービス分野においても市場を画定し、継続的に競争評価を行っていく必要がある。具体的にインフラサービス分野の競争評価の指標としては、NTT 東西等のダークファイバの回線数、伸び率、等を考慮していただきたい。今後の安定したインフラの供給のためには、電力会社、国・地方自治体、鉄道会社等の光ファイバ設備の開放も必要だが、現段階では必ずしもこれらを利用する電気通信事業者にとって使い勝手のよいものとは言えない。利用する側にとっては、当該光ファイバを借りるだけでは実際にはファイバを利用することができず、自社で別の光ファイバを用意する必要が生じる、などのケースが考えられる。したがって東西 NTT のダークファイバが適切に供給されているかの評価も含め、インフラサービス分野の競争状況によって、電力会社等のNTT 東西以外が保有するダークファイバについても提供を義務づける等の政策が必要になってくると考えられる。【ソフトバンク BB】

具体的方法については、一般的には以下の方法が知られている。(後略)」と修文し、明確に追記する。

- 事業者間の取引分野における競争状況は、利用者向けサービス市場に影響を与えるものであることから、報告書(案)には、当該市場の競争状況を評価する際にその影響を考慮する旨を記載している。
なお、本研究会では、接続ルールの整備等が進んでボトルネック設備のオープン化が進展している状況では、当該設備に関連する利用者向けサービス市場に対するその影響は遮断されるので、当該設備に関して観念されるインフラサービス市場の状況と無関係に、当該サービス市場の競争状況を評価することができるとの考えに基づき、主に利用者向けサービスについて市場を画定し、画定された市場についての競争状況を評価するための手法を研究してきたところである。また、接続ルールの在り方については、本研究会とは別に、審議会において議論されるべき事項である。

3 - 2 対象分野の決定に際しての留意点	
14	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には、競争が有効に機能していないと考えられる市場を対象とすべき。また、対象分野の決定方法としては、パブリックコメントの実施、ペティション制度の導入などによって、国民、企業の声を反映するなど、透明な手続を確保する必要がある。そうすることが、競争評価の過程における恣意性の排除にもつながると考える。【日本経済団体連合会】
(2)	<ul style="list-style-type: none"> 年度（もしくは半期）ごとに対象分野を取り上げるスキームからは意見公募で十分であり、アドホックな要請を認める枠組みを導入する必要性は乏しい。これを認めた場合、個別の紛争案件を競争評価の場に持ち込まれる可能性もある。よって、(2)を削除すべき。【NTTドコモ】
	<ul style="list-style-type: none"> 対象分野の決定に際しての留意点として、選定のための基準が記述されているが、この中に、「論理的な市場構造の分析」を加えるべき。【C&W IDC】
	<ul style="list-style-type: none"> 「競争が有効に機能していないと考えられる」か否かについては、競争評価の一連のプロセスを経て初めて明らかになるものであるが、その第一ステップたる対象分野の決定基準として挙げている「外形的・客観的な参入障壁の存在・変化」に照らして、競争が有効に機能していない蓋然性が高いサービス分野は基本的には競争評価の対象になる。 意見公募以外の方法によって対象分野を特定するドホックな競争評価については、現実には一定の周期外の急激な状況変化等に対応する必要性が生じた場合等が想定され、レアなケースとは考えられるが、否定すべきではない。 このため、ご指摘を踏まえ、(2)を「電気通信事業者からある対象分野について競争評価を実施すべき旨の要請があつて、そのをとりまく状況に急激な変化が生じること等により、早急に競争評価を実施する合理性が認められる場合に、当該対象分野についてアドホックに競争評価を行う」と修文する。 3 - 1についての意見に対する考え方を参照。

第4章 各論 市場画定

頁	段落	意見の概要	考え方
4 - 1 基本的考え方			
15	---	<ul style="list-style-type: none"> 当初は対象市場を大きめに画定し評価を行うべき。こうした前提を踏まえ、競争評価の実践過程において当該手法の改善・精緻化等が図られた時点で、画定市場の細分化及びそれに基づいた競争評価の実践について検討すべき。【J - フォン】 競争が有効に機能していないと考えられる比較的小さな市場を起点とし、需要の代替性等を考慮して最終的に適切な市場を画定するのが適当である。【日本経済団体連合会】 	<ul style="list-style-type: none"> 画定される市場は、対象分野によって、分析の起点となるサービスを中心に同一サービスとしての広がり进行分析した結果、大きくなることも小さくなることもあり得るが、市場が過度に複雑に画定されることとならぬよう配慮が必要であると考える。
	(1)	<ul style="list-style-type: none"> 報告書案に賛同。【NTTドコモ、日本テレコム】 	- - -
4 - 2 具体的に考慮すべき事項			
16	(2)	<ul style="list-style-type: none"> 需要の代替性を基本に市場を画定することは妥当であるが、供給の代替性について、「特に重要と認められる場合」を除き勘案しないことが適当か否か疑問が残る。供給の代替性の検討においては、代替的なサービスを提供できる事業者の存在のみならず、当該市場へ参入する上での制度的、実態的な障壁の有無も勘案されるべき。【日本経済団体連合会】 	<ul style="list-style-type: none"> 供給の代替性については、報告書(案)に記載したとおり、基本的には、市場画定の段階でなく、競争状況の評価の段階で勘案することが適当と考える。なお、ある事業者が、ご指摘の「制度的、実態的な障壁」により「代替的なサービスを提供」できない場合には、「代替的なサービスを提供できる事業者が存在」しないこととなるのは当然である。
		<ul style="list-style-type: none"> 供給の代替性を市場画定時に考慮する時につき、「供給の代替性を考慮することが特に重要と認められる場合」とされているが、どのような場合がよくわからない。これにつき、例えば注の17のように、脚注によってそのような場合を例示する必要があるのではないか。【風間 法子】 報告書(案)のような困難性があることに異論は無い。しかし、このような事業者の意思に関する問題は電気通信分野特有のものではない。また、このような事情の下で、供給の代替性を一体どういった場合に、どのように考慮するのかについて明確にしていきたい。【川名・堀】 	<ul style="list-style-type: none"> 「供給の代替性を考慮することが特に重要と認められる場合」とは、例えば、あるサービスについて利用者の認知度が低いために需要の代替性に基づく市場画定が困難な場合などが想定される。
16	(2)	<ul style="list-style-type: none"> 需要の代替性を基本に市場を画定することは妥当であるが、供給の代替性について、「特に重要と認められる場合」を除き勘案しないことが適当か否か疑問が残る。供給の代替性の検討においては、代替的なサービスを提供できる事業者の存在のみな 	<ul style="list-style-type: none"> 供給の代替性については、報告書(案)に記載したとおり、基本的には、市場画定の段階でなく、競争状況の評価の段階で勘案することが適当と

		<p>らず、当該市場へ参入する上での制度的、実態的な障壁の有無も勘案されるべき。【日本経済団体連合会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 供給の代替性を市場画定時に考慮する時につき、「供給の代替性を考慮することが特に重要と認められる場合」とされているが、どのような場合がよくわからない。これにつき、例えば注の 17 のように、脚注によってそのような場合を例示する必要があるのではないか。【風間 法子】 報告書（案）のような困難性があることに異論は無い。しかし、このような事業者の意思に関する問題は電気通信分野特有のものではない。また、このような事情の下で、供給の代替性を一体どういった場合に、どのように考慮するのかについて明確にしていきたい。【川名・堀】 	<p>考える。なお、ある事業者が、ご指摘の「制度的、実態的な障壁」により「代替的なサービスを提供」できない場合には、「代替的なサービスを提供できる事業者が存在」しないこととなるのは当然である。</p>
1 7	(3)	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集力、事業者との交渉力等においてビジネスユーザよりも劣り、その立場が弱いと想定される個人消費者向けのマスユーザ向け市場とビジネスユーザ向け市場を同一に論ずるべきでない。報告書（案）の記載のとおり、実際に市場画定・競争評価を行う際には、市場の実態に合わせ利用者属性の扱いを十分考慮していくことが必要。【NTTコミュニケーションズ】 	- - -
1 8	(4)	<ul style="list-style-type: none"> 地理的市場において、無条件に「国内を一つの地理的市場として観念し」た上で画定することは、実態上全国展開していない事業者が大半であり、地域単位で競争が行われている現状からは必ずしも公正な区分であるとは言い切れない。「作業量とのトレードオフとなるので、負荷が著しく過度とならないような配慮が必要」との考え方も、このような配慮により得られるメリットと競争評価を公正に行うことのメリットを比較衡量した場合には、後者のほうが重要であることは言うまでもないことから、競争の実態に即した地理的な細分化は、作業量の多寡以前の問題として必要と考える。よって、ただし以下を「ただし、作業量とのトレードオフとなるので、負荷が著しく過度とならないような配慮が必要との考え方によったとしても、競争評価の客観性・透明性の見地からは、地理的市場をどの程度精緻に画定するのかは、当該市場における競争状況の評価の際に必要なデータの取得可能性のある種の推定により実施するなどにより、対応する必要がある。」のように修文すべき。【NTTドコモ】 地理的市場の概念については、安易に導入すべきでない。地理的市場の画定の適正な在り方については、現時点で十分整理されていないため、今後慎重に議論する必要がある。「地理的要因を勘案することが合理的」の判断基準については、恣意性の介在する余地を排除するため、意見募集等を通じて十分議論を行い、今後策定するガイドラインに明確に規定すべき。【KDDI】 市場を狭く定義した場合には、事業者は顧客基盤・経営基盤（カネ・モノ・ヒト） 	<ul style="list-style-type: none"> 妥当な地理的市場の在り方については、今後の検討課題で特記しているとおり重要かつ難しい問題と承知しており、「個々の対象分野について競争評価を実践する際に明らかにし、さらにその実践を通じて知識や経験を蓄積しながら模索していくべき」である。 しかし、国内を一つの地理的市場と観念すること自体を否定する必要はなく、一つの国内市場では競争実態が正確に把握できないのであれば、加えて地理的な部分市場を重層的に画定し、複数の市場を多面的に分析することが大切である。 例えば、あるサービスについて全国展開していない事業者が大半の場合であってその実態を詳細に把握する必要がある場合には、報告書（案）に例示したとおり「参入事業者のサービス提供エリアや参入事業者数」等に基づいて重層的に地理的市場を画定することが適当である。なお、地理的市場を詳細に画定する場合には、競争評価の結

		の共有やレバレッジを見過ごすことにつながるため、地理的市場においては細分化しすぎることなく、広く見る必要がある。【日本テレコム】	果の客観性、信頼性を確保する観点から、データの取得可能性・公開性に配慮を要する。
19	(5)	<ul style="list-style-type: none"> 「特別な法規制やルールの存在の有無」を追加すべき。例えば、ユニバーサルサービス制度が適用される市場では、適格事業者に交付金を出すことから純粋な競争原理が働かないため、他の市場と同様の評価を行うのは難しい。【日本テレコム】 	<ul style="list-style-type: none"> 特別なルール等が特定の事業者のみに適用されるような場合にはご指摘の点にも考慮が必要と考える。なお、ユニバーサルサービス基金制度は、競争中立的となるよう情報通信審議会等で議論され、整備された制度と承知している。
	(5)	<ul style="list-style-type: none"> 「デジタルに区別する」という表現が指している内容が、わかりづらく感じる。表現を変えていただくと、もっとわかりやすくなる。【風間 法子】 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘を踏まえ、「(前略)それにも係わらず、市場画定では、分析対象サービスやその周辺サービスを、同一市場と隣接市場(分析対象サービスと同一市場には括られないものの一定の需要代替性を有すると認められる周辺サービスをいう。以下、同様。)にデジタルに二者択一で区別する必要がある。」と修文する。
4 - 3 市場画定の具体的方法			
		<ul style="list-style-type: none"> 市場の画定についての情報を得るためのユーザ調査は重要だが、市場を構成する基本的な情報は、SSNIPテストを実施する上でも不可欠な情報。よって、この前段に理論的な市場構造の分析がなされるべき。【C&W IDC】 	<ul style="list-style-type: none"> 3 - 1についての意見に対する考え方を参照。
21	(2)	<ul style="list-style-type: none"> 計量経済学的モデルに基づいて詳細な分析を行うことは、報告書案が指摘する通り、競争評価手法としての信頼性が十分とはいえないため、ここでは概念ツールとして参照するにとどめることが適当。報告書案も指摘しているが、計量経済学的モデルに基づくテストを実施する場合、長期かつ詳細な経済データが必要になるだけでなく、同テストで想定される独占者が小幅かつ有意な値上げによって利益を獲得することが可能かどうか計測する経済学的手法は、必ずしも単一のものに限定されるわけではないため、その有用性は必ずしも十分なものといえない可能性がある。また、欧米競争法における企業結合規制を参照すると、SSNIPテストが実際に適用されたケースは少なく、概念ツールとして参照されるにとどめられており、当該規制に関するガイドラインも、SSNIPテストで用いられる経済学的手法について、十分な説明をしているとはいえない状況を考慮すると、SSNIPテストを今般の市場画定における手法として安易に導入することは望ましくなく、理論的蓄積およびケース・スタディによる十分な検証が必要。【岡田 直己】 「SSNIPテストの名称は」という表現はわかりづらく、その後の文章とつながりが悪いように感じる。表現を変えると、もっとわかりやすくなる。【風間 法子】 	

第5章 各論 競争状況の評価

頁	段落	意見の概要	考え方
5 - 2 競争状況を示す定量的指標や定性的要因等の特徴等			
		<ul style="list-style-type: none"> 市場の状況を分析するにあたっては、隣接市場の影響に関連した垂直統合やレバレッジといった影響力を考慮することに加えて、ジョイントドミナンスの概念について考慮することを忘れてはならない。市場の属性を考慮して定義した場合、隣接市場からの市場支配力の影響について考慮すべきとの指摘は大変重要だが、ある市場において、競争状態にあるか否かの評価を行う場合のもう一つの重要な要素として、ジョイントドミナンスを考慮した言及がなされることも重要。寡占状態は、他の事業者に対する参入障壁が無いのであれば、特段ジョイントドミナンスと関連づけられる必要性はないが、ジョイントドミナンスは、例えば移動体市場（周波数の制限から）や、固定のインフラ市場（莫大な投資を必要とする）のような参入障壁がある市場で発生する可能性がある。 次の項目として（P.32）、ジョイントドミナンスに言及した項目が必要。【C & W IDC】 報告書案で示されている評価指標のほかに、「評価対象となる事業者の総合的事業能力」「継続的取引から形成される市場閉鎖性の有無・程度」を考慮する必要がある。特定の時期における競争状況に過度に着目した評価を行うと、事業者特有の事情が考慮されずに一定の経済モデルに従った評価が行われたり、事業者の公正かつ自由な事業活動によって形成されてきた取引環境を歪曲化するおそれがある。【岡田 直己】 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘の「共同支配」については、5 - 2（1）（d）で言及しているところ。 ご指摘の「評価対象となる事業者の総合的事業能力」及び「継続的取引から形成される市場閉鎖性の有無・程度」については、記載している指標に広い意味では含まれている。なお、今般の競争評価は、独占禁止法に基づく企業結合審査の際の競争評価と異なり、特定の事業者のみに着目して行うものではない。
25	(1)	<ul style="list-style-type: none"> シェアについては、報告書案で述べられているように「高いシェアが事業者の経営・営業努力の結果である（報告書案27頁）」とも考えられることから、結果的なシェア値のみで直ちに判断するのではなく、公正かつ有効な競争をベースに創意工夫をこらして新サービスを開発・提供し、顧客満足度を維持することによる結果が否かといった要因も考慮すべき。【NTTドコモ】 	<ul style="list-style-type: none"> シェアの取扱いについては、報告書（案）の記載のとおり「その他の指標も総合的に考慮した上で、競争状況を評価する必要がある」ものである。
	(1) (a)	<ul style="list-style-type: none"> シェアについて、公表データがないから評価できないということは本末転倒。更に現在の事業法改正等では、会計規則が適用される範囲が極めて狭いものになると理解。公表データがない場合には必要となる個々のデータの取得ができるかぎり可能となるような措置を講ずるべき。その際には、省令等の法的な担保をしていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 5 - 5（3）についての意見に対する考え方を参照。

		<p>なお、経営情報に関するデータに関しては、評価主体には提出するものの、一般には非公開とするといった守秘義務の原則に基づくべき。【日本テレコム】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場シェア算出のベースを、市場の特性や関連データの取得・公表可能性によってケース・バイ・ケースで判断することは理解できるが、どのような可能性が考えられうるのか、シェア算出のベースを一定程度例示しておくことは、競争評価に関する透明性の確保およびアカウンタビリティのために必要。【岡田 直己】 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘の採りうるシェア算出のベースについては、報告書(案)では、例えば、ADSLサービスでの加入数(契約数)ベース、固定電話サービスの音声通話部分での販売数量ベース(トラヒック)の妥当性について記載しているところ。
26	(1) (b)	<ul style="list-style-type: none"> シェアの推移については、5年間程度の時系列的なデータによる定量的評価を行う必要がある。さらにその推移に与える原因は何か、今後変化が期待できるかという定性的評価を行うべき。【日本テレコム】 市場シェアは、市場力を推定するための状況証拠の1つに過ぎず、市場シェアを具体的にどの数値から導くかという議論は、競争評価の目的に応じて変わるものであるため、ある市場における絶対的な市場シェア指標は存在しない。したがって、市場シェアの推移は、市場が静態的か動態的かを推認する状況証拠に過ぎないため、その静態的な推移が、「当該市場における競争状況に変化なし」という解釈を導くことは必ずしも妥当ではない。【岡田 直己】 	- - -
27	(1) (c)	<ul style="list-style-type: none"> フロー(純増)のシェアの変動は、「新たなサービスメニューが頻繁に投入されるような状況」のみに起因しているわけではなく、むしろ営業活動や料金低廉化、ブランド力等事業者の総合的な企業経営活動のあり方や競争環境に起因するところが大。これらの観点からは、競争状況を端的に示す指標として、フローのシェアに注目することが重要であり、過去から現在の契約者の蓄積であるストックのシェアよりも、現在の市場状況を反映しているフローのシェアを重視すべき。よって、「(前略)ある市場において、<u>事業者間の移動が頻繁に行われている状況は、事業者間の競争が活発に行われていることを示す可能性があり、分析対象となるサービス市場における競争状況を的確に把握するため、(後略)</u>」のように修文すべき。【NTTドコモ】 	<ul style="list-style-type: none"> フロー(純増)のシェアの変動が「新たなサービスメニューが頻繁に投入されるような状況」のみに起因しているわけではないことについては、ご指摘のとおりと考える。なお、「事業者間の移動が頻繁に行われている状況」を客観的に示すデータ(例:契約数のうち、他事業者からの移動分)に基づく分析の有用性自体を否定するところではないが、現時点では、総務省ではそのようなデータを保有しておらず、また、公表もされていないと承知している。 このため、「(前略)ある市場において、<u>新たなサービスメニューがの投入や料金の低廉化等に応じ利用者がサービス提供事業者を頻繁に投入変更していることが予想されるような状況は、事業者間の競争が活発に行われていることを示す可能性があり、分析対象となるサービス市場における競争状況を的確に把握するため、後述の「</u>

			サービスの多様化」と併せてフロー（純増）に基づくシェアに注目することが適当である。（後略）」と修文する。
	(1) (d)	<ul style="list-style-type: none"> • シェア格差が、公正かつ有効な競争をベースに創意工夫をこらして新サービスを開発・提供し、顧客満足度を維持することによる結果が否かを考慮すべき。よって、文末に「<u>もっとも、このような高いシェアは、当該事業者の経営・営業努力の結果でもあると考えられるので、一概に否定的に評価されるものではなく、このような場合には、高いシェアの持続が何に起因するのかを定性的な要因も含めて精査する必要がある。</u>」のような文章を追加すべき。【NTTドコモ】 • 「トップシェア事業者と第2位以下の事業者とのシェア格差が小さく、上位3事業者の合計シェアが一定基準を超える場合に共同支配(共謀、協調的行動)が懸念される」とあるが、共同支配という「意思・行動」も競争評価の対象とされることは疑問である。かりに共同支配が存在する場合には、それらは独占禁止法による事後的規制によって排除されるべきものであり、報告書案が検討する競争評価は、あくまで市場の競争「状況(状態)」を察知することによって、事業法等の見直しの「契機」とすることを目的としていることからすれば、「共同支配が懸念される点に留意が必要」という記述の趣意は理解しがたい(公正取引委員会との情報共有や、同委員会による独占禁止法のエンフォースメントに資することを意図しているとも理解することができる)。【岡田 直己】 • 事業者間における市場シェアの格差が大きいことは、必ずしもシェア1位の事業者が市場において優越的地位にあることを示唆しない(優越的地位を推定する状況証拠に過ぎない)。市場の寡占化の有無・程度の判断にあたっては、市場シェアよりも市場集中度を分析することが適切。【岡田 直己】 	<ul style="list-style-type: none"> • ご指摘については、本項のみならず、「加入者数や売上高のシェア、その推移」全体について記載すべきである。 • このため、を「(前略)その確証に至るものではない。また、このような高いシェアは、<u>当該事業者の経営・営業努力の結果でもあると考えられるので、一概に否定的に評価されるものではない。</u>シェアは、競争評価に当たっての重要な指標に違いないが、唯一の指標でなく、<u>その要因やその他の指標も総合的に考慮した上で、(後略)。</u>」と修文するとともに、(b)を「(前略)逆に、トップシェア事業者が安定的に高いシェアを保持しつづけている場合には、当該市場が競争的な状況にない可能性を示唆している。もっとも、<u>このような高いシェアは、当該事業者の経営・営業努力の結果でもあると考えられるので、一概に否定的に評価されるものではなく、このような場合には、高いシェアの持続が何に起因するのかを定性的な要因も含めて精査する必要がある。</u>」と修文する。
28	(1) (e)	<ul style="list-style-type: none"> • 市場集中度についての判断基準等の明確な定義づけが、必ずしも存在するとは言いがたい現状においては、市場集中度の考慮は欠かせないものとしても、今後の競争評価の実践を通じて、さらに検証していく必要がある。よって、「(前略)市場集中度の考慮が欠かせない。<u>ただし、市場集中度の判断基準等の更なる明確化を図るためにも、今後の競争評価の実践を通じて、さらに検証していく必要がある。なお、(後略)。</u>」のように修文すべき。【NTTドコモ】 	<ul style="list-style-type: none"> • 「今後の競争評価の実践を通じて、さらに検証していく」ことにより指標の判断基準を明確化していく必要があることは、市場集中度のみならず、他の指標についても同様であり、本項目において特記する必要はない。

3 0	(1) (b)	<ul style="list-style-type: none"> 参入に必要な諸条件については、各事業者がゼロの段階からサービスをスタートさせたのではなく、独占から出発し、複数の事業者の参入を迎えて競争環境が形成されたという歴史的背景が検証において認識されるべき。このような歴史的背景があることに加え、上記報告書案に記載された投資規模という参入障壁が存在するため、既存事業者のボトルネック設備の開放を義務付ける接続ルールが整備されてきたと理解。つまり、接続規制が存在している結果として「指標としての重要性が相対的に低下」していると考えているため、接続ルールは維持され続けるべき。しかしながら、接続ルールの整備を前提としても、規模の経済性・ネットワーク効果が働く電気通信産業においては、一定の事業規模を確保することが競争を行う上で重要な要素であり、投資リスクは未だ大きい。したがって、「相対的に低下」したとしてもその程度は限定されたものであり、本項目に挙げられている諸条件については、依然として指標として重要。【日本テレコム】 	<ul style="list-style-type: none"> 参入に必要な諸条件は、競争状況を評価するために必要と考えるからこそ、その指標として採用しているのであって、本報告書(案)では、以前との比較において「指標としての重要性が相対的に低下している」との事実関係を記載しているのみである。
	(1) (c)	<ul style="list-style-type: none"> 報告書案に賛同。【日本テレコム】 	-
3 1	(1) (a)	<ul style="list-style-type: none"> 報告書案のレバレッジ防止の観点から「両市場間のファイアウォールの有無やその作用に着目して分析することが重要である」との内容は適切。【KDDI】 報告書案にあるとおり、独占事業者によるレバレッジは、競争事業者にとっては大きな脅威であり、競争状況に大きな影響を与える。したがって、レバレッジの行使を防止するためのファイアウォールについては、法制上十分であるかということだけではなく、現在の措置が実態面としてきちんと機能しているかも併せて検証すべき。【日本テレコム】 他市場からのレバレッジの行使の観点から、歴史的経緯によりボトルネック独占性を有する事業者のブランド力の存在についても、競争状況に影響を及ぼす要素の一つとして考慮すべき。例えば、特殊会社とそのブランドを関連会社の社名に活用している現状等が挙げられる。当該事業者はそのブランド力をあらゆる市場において最大限活用するものと想定。画定される市場を超えたブランド力により、当該事業者は、競争上、優越的地位に立つものと考えられ、ある市場と他市場での一体営業を助長していると考えられる。例えば、当該事業者の市場シェアは、画定される市場とは別の市場で培ったブランドの効果を受けることが考えられ、そのブランド力が存在しないと仮定する場合に比べ、高いシェアを獲得していることも考えられる。【KDDI】 	<p style="text-align: center;">-</p> <ul style="list-style-type: none"> ご指摘の「ブランド力」については、レバレッジを構成する一要素と承知している。
3 2	(1) (b)	<ul style="list-style-type: none"> ボトルネック設備について、固定系加入者回線と限定するような注釈がなされているが、本報告書案にて限定する必要はない。小売市場における競争進展のためには、ボトルネック設備の開放を義務付けることに代表される接続規制が不可欠であると考えており、その範囲は、接続規制を研究する場で判断すべき。【日本テレコム】 	<ul style="list-style-type: none"> 「ボトルネック設備」については、報告書(案)をより分かりやすいものとするため、注釈として「接続規制を研究する場で判断」された現行制度について記載しているもの。

<p>(1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 接続規制が小売市場の競争の前提となっている場合に、小売市場における競争評価の結果によって接続規制の適否を判断することは、不適切であり、競争を阻害する結果につながる。接続規制は、設備的なボトルネック性から、その適用範囲や内容を議論すべきであり、小売市場における競争進展の評価とは峻別すべき。今回の報告書に記載された評価手法や指標は、主として小売市場における競争を評価するためのものであり、その適用範囲は小売市場に限定されるものとする。【KDDI、日本テレコム】 • 報告書案は、競争評価の対象を利用者向けサービス市場に限定していることから、上のような記述となっていると考えられるが、報告書案も指摘するように、競争状況の評価において設備のボトルネック性に起因した影響力についてはきちんと考慮する必要がある。一方、利用者向けサービス市場の競争が進展しているからといって、そのことが関連するインフラサービス市場に係るルールを当然に変更する理由にはならないと考える。念のため、この点を確認したい。【日本経済団体連合会】 	<ul style="list-style-type: none"> • 本研究会では、主に利用者向けサービスについて市場を画定し、画定された市場についての競争状況を評価するための手法を研究してきたところであり、本報告書(案)は、その結果を取りまとめたもの。
	<ul style="list-style-type: none"> • 設備保有が利用者向けサービス市場に対して与える影響が「遮断される」こと、及び、インフラサービス市場の状況を「無関係」にして利用者向けサービス市場の競争評価ができることは断定できない。ボトルネック独占性の存在により競争が進展していない「インフラサービス市場の状況」と、「利用者向けサービス市場の状況」とは「無関係」でないことから、競争状況の評価におけるボトルネック独占性の考慮は不可欠。ボトルネック設備を有する事業者の市場シェアは、設備と無関係に獲得したものである。ボトルネック設備を用いたサービスの提供に係る経営リソースは、ボトルネック独占性と一体の競争優位性を持っており、市場支配力の源泉になる。その結果、ボトルネック設備を有する事業者は、設備保有が無い場合に比べ、利用者向けサービス市場で高いシェアを獲得していることも考えられる。ボトルネック独占性を考慮せずに、当該設備を利用するサービスへの規制を過度に緩和した場合、結果的に、競争促進と利用者利便の向上に支障を来す恐れがある。したがって、サービス毎に市場を区分して評価を行う場合でも、固定網の加入者回線に係るサービスについては、必ずボトルネック独占性の影響を考慮すべき。よって、「利用者向けサービス市場の競争状況を評価する際、接続ルールの整備等が進んで固定系加入者回線網のオープン化が進展している状況では、当該回線網に関連する利用者向けサービス市場に対するその影響は遮断されるので、当該回線網に関して観念されるインフラサービス市場の状況と無関係に、当該サービス市場の競争状況を評価することができる。しかし、」との記載を削除すべき。また、「オープン化が進展している状況」とは、オープン化に係るルールが十分整備され、かつ、そのルールが事実上機能している状況を指すと 	<ul style="list-style-type: none"> • 本研究会では、「利用者向けサービス市場の競争状況を評価する際、接続ルールの整備等が進んで固定系加入者回線網のオープン化が進展している状況では、当該回線網に関連する利用者向けサービス市場に対するその影響は遮断されるので、当該回線網に関して観念されるインフラサービス市場の状況と無関係に、当該サービス市場の競争状況を評価することができる」との基本的な認識のもと、主に利用者向けサービスについての競争評価手法の在り方について研究してきたもの。 • なお、ボトルネック設備と関連するサービス市場の競争評価の際には、報告書(案)の記載のとおり、「一般には設備のボトルネック性に起因した影響力が関連するサービス市場において行使されることへの懸念が存在するので、賛否両論はあるが、前述のレバレッジとも関連して、競争状況の評価でも考慮することとなる。

		<p>理解しているが、メニューが整備されていても、実質的にオープン化が進展していない例がある。また、ボトルネック設備を有する事業者の関連会社の取扱についても考慮すべき。【KDDI】</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> 「事業者の戦略としては、本来的に優位性のある分野から事業を開始し、その後、垂直的又は水平的に他サービスに進出することで規模・範囲の経済性を追求していく」点は、設備保有による垂直統合ビジネスモデルも同様であり、加えて創業者リスクを負いつつ電気通信事業の発展に寄与している点も踏まえるべき。従って、「新規参入の障壁として作用」しているか否かの考慮にあたっては、上記の観点を十分踏まえつつ行う必要がある。【NTTドコモ】 	- - -
3 4	(1)	<ul style="list-style-type: none"> 但し書き以下については、「他事業者の提供サービスとの差別化を図ること」が、まさしく競争そのものであり、多様なサービスが提供されている市場が、新規参入を難しくする一要因として作用することだが、すべて先行事業者と同様のサービスを提供していくことが、新規参入事業者の戦略とは限らず、むしろ実態は既存事業者との差別化の方向が一般的と考えられ、「定性的な分析によらざるをえない」との点は、諸外国におけるサービス導入状況を分析した上で、日本で同様のサービスが行われているか否かといった客観的分析比較も可能であることから、3点とも削除すべき。【NTTドコモ】 サービスの多様化は市場の画定の範囲や市場成熟度によって大きく左右されると考えられ、競争進展と直接連動するものではない。したがって、当該項目を重要視しすぎるのは不適當。【日本テレコム】 	<ul style="list-style-type: none"> サービスの多様化については、提供サービスが差別化されていれば、一般には、他事業者のサービスに比べ多少価格が高くても需要がゼロにはならないため、事業者は意図的に提供サービスの差別化を選択するものであり、それが「まさしく競争そのもの」であったとしても、本質的には「競争が有効に機能しているか否か」とは関連が弱い、「既存事業者との差別化の方向が一般的」であることに異論ないが、そのような場合であっても、新規参入事業者が当初から差別化が図られた多様なサービスを提供しなければ競争上不利になることも十分想定され、結果的に「新規参入を難しくする一要因として作用することもある」ことに変わりない。本研究会としては、客観的な分析が可能であるとしても、「競争状況との因果関係が特定しにくい」と考えるが、今後の競争評価の実践過程における意見募集の際に、どのようにすれば、ご指摘の客観的分析と競争状況との因果関係の特定が可能かつ合理的かについて、具体的なケースに即して提示いただければ有益と考える。
3 5	(2)	<ul style="list-style-type: none"> 競争状況を示す定量的指標として活用できるものの、競争状況との相関が必ずしも明確ではないという内容に賛同。【日本テレコム、J-フォン】 	- - -

		<ul style="list-style-type: none"> 国民生活センター、総務省等における利用者からの苦情・相談の状況については、事業者毎に把握することが可能なことから、本来的には、問題が起こった際に個別に行政指導を行うべきものである。またユーザの絶対数が多い市場が結果的に苦情・相談件数も多いことが想定され、さらに当該市場の特定の事業者認められる案件が全事業者に認められる案件かも考慮に入れた上で、競争状況の評価要素として勘案すべき。【NTTドコモ】 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の満足度については、ご指摘の点も考慮しつつ、国民生活センター、総務省等における利用者からの苦情・相談の状況を参考にしていくべきである。
(2)		<ul style="list-style-type: none"> 報告書(案)の内容に賛同。【日本テレコム、J-フォン】 「利用者が得る情報の十全性には、事業者が情報を提供している行為を把握しているだけでは不十分で、本来、利用者が必要な情報をどのように認識しているかということが重要」とのご指摘は、競争状態の中では、事業者が自己の商品PRを行うのは当然であり、そういった活動から、新規参入事業者が増えるに従い、ユーザの立場からは客観的な情報が得られにくくなることも想定されることを踏まえると、「利用者の認識」を直ちに競争評価につなげることは必ずしも適切ではない。以上を踏まえると、競争評価要素として否定はされないものの、考慮に当たっては慎重に判断する必要がある。よって、なお書きを削除すべき。【NTTドコモ】 	<p style="text-align: center;">- - -</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規参入事業者の増加による影響は、各事業者の商品に関する情報が過多になるだけであって、本来、その客観性とは無関係である。もちろん、そのような場合には、利用者には、自らが必要な情報の取捨選択能力が求められることとなるが、利用者が得る情報の十全性を考慮する観点からは、情報が過多であるかどうかを含め、そのような状況を利用者がどのように認識しているのかという点を参考にする。
5 - 3 指標等の間の関係等			
37	- - -	<ul style="list-style-type: none"> シェアや市場集中度等については、前述のとおり「当該事業者の経営・営業努力の結果であると考えられる」との観点からは、定性的な評価も加味せざるを得ない。この点をふまえると、外形的基準の採用を検討するにあたっては、判断にあたりシェアや市場集中度等の背景といった、定性的要因の考慮が欠かせないことを明確にすべき。よって文末に「<u>もっともこの場合であっても、シェアや市場集中度が当該事業者の経営・営業努力の結果であることも考えられることから、定性的な要因も含めて精査する必要がある。</u>」のような文章を追加すべき。【NTTドコモ】 「市場集中度の考慮が欠かせない」「投資資金や技術レベル、事業展開に不可欠な資源へのアクセス等の指標の重要性が従前に比べて相対的に低下している」(同 (b) 30頁)と、「シェアや市場集中度が外形的基準に該当する場合には定性的な分析を行わない」(6 今後の取組み 6-2 競争評価の具体的実施方法(4) (45頁))という記述をふまえると、寡占の状態の有無・程度が競争評価において重視されるという理解を招く可能性があり疑問である。市場シェアの格差や市場集中度の程度は、上位事業者の優越的地位の有無を推定させる状況証拠に過ぎないため、競争評価の効率的実施という観点のみによって、定性的指標による分析を排除することは好ましくない。【岡田 直己】 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘の点については、本項の冒頭に「定量的指標は、多くの場合、その背後にある定性的要因を分析してはじめてその意味を解することができることが多い」と記載しているところであり、定性的要因の分析を排除するものでないことは言うまでもない。なお、シェアについては、(1)(d)についての意見に対する考え方を参照。

5 - 4 総合評価の基準の在り方		
38	---	<ul style="list-style-type: none"> 「対象分野の選定」「市場画定」「競争状況の評価」の枠組みからは、「分析対象となるサービス市場ごとの特殊性を過度に意識せず」判断することは、「対象分野の選定」の段階でのスタンスであり、「競争状況の評価」の段階において定量的指標に基づく分析とその背景の定性的要因の考慮をしっかりと行うといった流れの中では、「サービス市場ごとの特殊性」も考慮せざるを得ないものとする。よって、また以下を削除すべき。【NTTドコモ】
		<ul style="list-style-type: none"> 「加入数又は売上高のシェアやその推移」や「参入障壁の大きさ、参入事業者数、新規参入・撤退の動向やその要因」は、諸外国や我が国独占禁止法における競争評価でも重要な指標と捉えられており、分析対象となるサービス市場に係わらず、「まず優先して分析すること」は合理的である。なお、本報告書(案)では各指標の勘案の順序立てを記載しているのであって、その軽重について提言しているものではなく、他の定量的指標や定性的要因等もその後に勘案していくことは言うまでもない。
5 - 5 競争状況の評価に際しての留意事項		
39	(2)	<ul style="list-style-type: none"> ブロードバンド市場においては、事業者が創意工夫を行い、様々なビジネスモデルを構築していこうとしている段階であり、揺籃期にある市場において競争評価を行う際は、報告書(案)にあるように新たなビジネスモデルの芽を摘むことがないように十分留意していくことが必要。また、いわゆる衰退サービスについても報告書(案)にあるように需要代替性を有する新サービスとの関係等を十分に考慮した上で競争評価を行うべき。【NTTコミュニケーションズ】 基本的には、報告書案に賛同。衰退しつつある市場についても競争評価の対象とし、ネットワークの構造や市場の実態等に着目した上で、必要と思われるものについては、評価を実施すべき。衰退しつつある市場については、例えば衰退の原因が、競争が有効に機能していなかったことにあることも想定されること、また、特に大規模なサービスの場合は市場への影響が大きいと考えられることから、さらなる競争促進のためにも、競争評価は必要。特に、当該サービスが、ボトルネック設備を用いたサービスもしくはその経営リソースを用いたサービスである場合には、相応の競争評価が必要。【KDDI】 市場の成熟状況(揺籃期・成長期・安定期など)を考慮しようとすることは、事業法による規制の緩和を図る時期を見極めるうえで必要になるため妥当。ただし、それぞれの時期で、競争評価にあたって特に考慮される要素やその比重を明示することは、事業者の経済活動を無用に萎縮させるおそれがあるため、あくまで、「市場の状況を考慮したうえで競争評価を行う」など、一般的記述にとどめておくことが適切(むしろ、競争評価に使用される個別指標の分析手法について詳細に記述されることが望ましい)。【岡田 直己】

		<ul style="list-style-type: none"> ● 市場の成熟度によって差を設けるべきは、評価後の政策反映の段階においてであるとされており、競争評価の段階では、成熟度によって差を設けるべきではなく、同一の手法により評価すべき。そもそも、ある市場が揺籃期にあるのか、それとも成熟期にあるのかは評価をしてみないと判断できない面があると考えており、推測に基づいた成熟度に応じて評価手法を変更することは誤った評価を下すおそれがあり、適切ではない。また、規制等が追加されない限りは、競争を評価すること自体は揺籃期市場における先行者のインセンティブを削ぐことにはつながらない。【日本テレコム】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市場の成熟度を政策反映の段階において勘案することは否定しないが、定型化された同一の手法により、登場して間もないサービス市場と成熟したサービス市場を評価できるとの主張には、疑義がある。 ● まず、分析対象となるサービス市場の競争状況について、本報告書(案)で示したような同一の指標を用いて分析し、その後の総合評価において、市場の成熟度を含む当該サービス市場の特性に応じて各指標に軽重、優先順位をつけて勘案することは合理的かつ現実的と考える。
40	(3)	<ul style="list-style-type: none"> ● 競争評価実施において、各種データの整備が必要になるが、その際、報告書(案)にあるよう、事業者負担となるような過度な情報の要求を避ける、事業者の提供するデータの扱いにあたっては、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものは公開しないという点に十分留意すべき。また、事業者がデータを要求する場合、公平性の観点から、特定の事業者のみにデータの提供を求めるのではなく、全事業者に等しくデータを要求することを原則とすべき。なお、事業者へデータを要求する場合、その収集・整理等に要する相当な期間の設定が必要。【NTTコミュニケーションズ】 ● データの取得については、法省令における規定を前提とするとともに、データの公開については、競争状況の評価結果に基づく判断の透明性確保の観点から、競争評価の実施の際に、すべての事業者を同条件で扱うことで公開情報の格差を解消する必要がある。データを求める際には、法省令における規定を前提とするとともに、守秘義務等に係わる規律を構ることが必要である。現状において、市場支配的な事業者とそうでない事業者との間で、総務省への情報提供の格差が生じているが、競争状況の評価結果に基づく判断の透明性確保の観点から、競争評価の実施の際に、市場支配的な事業者とそうでない事業者との公開情報の格差を解消する必要がある【NTTドコモ】 ● 競争評価を行うためには、有効な情報を収集することが重要な鍵となる。確かにユーザ調査や、公表済のデータを有効に活用することは効率的な評価を進める上で重要なこと。しかしながら、公表された情報のみでは正確な実体を把握することが難しい場合がしばしば考えられる。そのような場合には、評価を実施する主体から、関連する事業者へ、必要とするデータの提供を求めることになるが、なんの根拠のない要求 	<ul style="list-style-type: none"> ● 競争評価に必要なデータやその収集・処理方法等については、今後、総務省が策定・公表するキックオフ・ドキュメント等において明確化すべき事項と考える。ご指摘にもあるように、データの収集に当たっては、競争評価の客観性、公平性を確保しつつ、特定の事業者が不当に競争上不利にならないよう、事業者に対して過度な負担とならぬよう、また、その他の法令等に基づく情報公開の内容と整合するよう留意すべきである。 ● このため、「(前略)そのためには、行政が必要な情報収集に当たることはもちろん、例えば、競争評価のプロセスの中で各事業者等から情報を募り、その内容が企業秘密に係わるものであれば秘密保持に配慮した上で公表できるように加工する等して、競争評価に係るデータを可能な限り社会的に蓄積・共有できるように努めるべきである。なお、<u>データの公開性には各事業者によって格差がある点や、公表されているデータの中には、各事業者によって、競争評価の基本となる提供サービスの加入数や契約数等の定義、公表の時期・頻度等がしばしば不統一である点に留意が必要である。</u>したがって、競争評価の結果の客観性、

	<p>に応えることは、事業者としても協力することに限界のある場合がある。諸外国の例のように必要な情報の収集については、何らかの法的な根拠を確立しておくことが、有効な情報を収集することにつながる。このような新たなルールの確立について記述すべき。【C&W IDC】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 競争評価の際に必要とされるデータについて、原則的に用いられる公開情報以外に行政が必要と判断して事業者等から別途情報収集を行う際には、事業者等に過度な負担がかからないよう、配慮することを要望。その際、当該情報の収集及び処理方法等について、あらかじめ事業者等に意見照会することを要望。収集したデータのうち企業匿名性の高いものについては、公表のために加工する際は収集データの加工基準及びその方法の明確化が必要。また、加工データの公表に当たっては、提出した事業者等（情報提供元）が意図する内容と加工データが意図する内容とで乖離が生じないよう、事前に情報提供元へ確認を行うプロセス等を盛り込むことを要望。【J-フォン】 ● 競争評価に用いるデータとして、事業者からの非公開情報が必要とされる場合、当該情報の取得、加工、および公開等については、法的根拠を明確にした上で実施していただきたい。【KDDI】 ● データの公開性・共有性を追及することは、素晴らしいこと。しかし、競争の最大の指標は料金であることから、競争分析に一番必要なものは、各事業者の料金算出モデルではないか。よって、ECの新パッケージ同様、当局の情報収集の権限と機密情報の取り扱いについての法的な取り決めが是非とも必要。また、注を付してECのパッケージの該当する規定内容を引用しておくことも必要。【風間 法子】 	<p>信頼性や公平性を確保する観点から必要な情報の基準を明確化することについても、特定の事業者が競争上不利にならないよう留意するとともに、事業者に対して過度な負担とならぬよう、また、その他の法令等に基づく情報公開の内容との整合性等に配慮しつつ、検討する必要がある。」と修文する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● また、キックオフ・ドキュメントにおけるデータの収集・処理方法に関する記述に加え、6-2(1)及び図表6-2-1に、ガイドラインに記載されるべき事項として、データの取扱いについての具体的な基本方針を明確に追記する。
--	---	--

第6章 今後の取組み

頁	段落	意見の概要	考え方
6 - 1 競争評価の実施についての基本的考え方			
42	---	<ul style="list-style-type: none"> 公平性、中立性、透明性及び客観性を確保し、評価実行者による恣意的な運用を排除するためにも、競争評価の対象分野に関する選定基準、その重要性等に関する判断基準、競争評価の判断箇所及びそのプロセス等について明確化が必要。これら一連の事項は、キックオフ・ドキュメント等へ確実に反映することを要望。【J-フォン】 報告書案に賛同。競争評価の定期的実施の明確化については、当該ガイドラインで宣言されるべき。また、政策の一貫性を保つために、法律で定められている競争状況の判断の場においては、すべからく当該ガイドラインを用いるべき。【日本テレコム】 	<ul style="list-style-type: none"> 本項及び次項では、本研究会としてあるべき競争評価の実施に向けた基本的な方向を示しており、本研究会としては、これに沿って、今後、競争評価が実践されていくことを期待する。 「法律で定められている競争状況の判断においてすべからく当該ガイドラインを用いるべき」とのご指摘については、将来的な可能性について否定されるべきものではないが、定期的・定期的モニタリングを目的とする競争評価の実践の第一歩を踏み出そうとしている現時点でそのような判断を下すことは早計である。
6 - 2 競争評価の具体的実施方法			
43	---	<ul style="list-style-type: none"> 競争評価の公平性、中立性、透明性及び客観性を確保し、評価実行者による恣意的な運用を排除するためにも、原則として評価過程において利用者代表及び学識経験者が参加すべき。【J-フォン、日本テレコム】 競争評価における一連のプロセスの各段階において、意見募集や公開ヒアリングの実施を徹底する等、評価スキーム全体の透明性を確保するとともに、事業者として意見を述べる機会や取得可能な情報等について、平等性を確保していただきたい。【KDDI】 競争評価が適時に行われ、適切に政策が制度改正に反映されるために、必要に応じて公開ヒアリング等、特定の構成員・事業者以外の利用者なども参画し議論できる機会を設けることを考慮していただきたい。【ソフトバンク BB】 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘の点については、本項に「評価過程における公正性・中立性・透明性をより確かなものとするため、利用者代表、学識経験者の参加を求めるのが望ましい」と記載しているところであり、本研究会としては、この基本的な方向に沿って、今後、競争評価が実践されていくことを期待する。 まさにご指摘の観点から、競争評価のプロセスの各段階のうち、必要と考えられるものについては意見公募を行う旨記述するとともに、6 - 1において「意見公募等の機会をできるだけ設けるよう努めるべきである」としているものである。なお、その頻度については競争評価の実施の迅速性と併せて勘案すべきである。

<ul style="list-style-type: none"> 電気通信分野は変化が激しく、特に最近ではIP化の進展によって新サービスの登場やサービスの統合・融合が短期間に実現されており、例えばIP電話・インターネット・放送がセットで提供されたり、携帯電話と固定電話のセット割引が登場するなど、市場の画定はますます困難になっている。さらに、競争状況は時々刻々と変化しており、最新の正確なデータを揃えることは容易でないと想定され、的確な競争評価を行うことは現実には極めて困難な作業であると考え。したがって、競争評価を実際に行われる際には、そういった困難性を十分に踏まえた上で実施していただきたい。また、競争状況の評価される際には、ネットワークのオープン化等の競争条件が整備されているか否かを重視すべきであり、対等の競争条件が整備されている状況の下で、各事業者の営業努力の成果であるシェアが高いこと自体を問題視するのであれば、事業者のインセンティブを損ない、競争促進の活力を削ぐことになるため、結果として利用者の利益をも損なうことになる。【NTT東日本】 	<ul style="list-style-type: none"> 競争評価の難しさについては、本研究会での議論の過程において十分認識されている。 また、高いシェアは一概に否定的に評価されるものではないと考えており、その旨を明記しているところ（5-2（1）（d）についての意見に対する考え方を参照。）
<ul style="list-style-type: none"> 総務省と公正取引委員会の連携をより一層強化していくことが有益であるという内容に賛同。また、両者の連携により、電気通信事業法及び独占禁止法の下で実行される規制の諸概念の融合を図り、両法令が一貫した形で適用されることを要望。【J-フォン】 	<p style="text-align: center;">- - -</p>
<ul style="list-style-type: none"> 策定されたフローにおいて、スケジュールに関する事項は（3）キックオフ・ドキュメントで「調査、分析のより具体的な内容とその実施スケジュール」が策定されることのみとなっている。電気通信事業は、技術革新や市場のニーズを受け比較的早いスピードで商品や市場そのものに変化が起こる。この状況の変化に柔軟に応じて迅速な評価が必要と考えることから、以下の点についての検討が必要ではないか。 <ul style="list-style-type: none"> （1）のガイドライン策定から（4）の結果公表及びガイドラインの見直しに至る全体の工程について、要する期間の目安が必要。勿論、時間を重視するが故に競争状況の評価作業の内容が十分になされない事になるといったことは避けるべきだが、変動する通信環境に即応するためには、何かしらの目安が必要。 （2）データの収集・整理に関する時間軸が明確になっていない。公表されている情報を中心に収集・整理することから、（初回の作業は必然的に（1）と（3）の間での作業と考えますが、）必ずしも常時この時間軸である必要はないようにも考えらる。そもそも、恒常的に行なわれる作業としての位置付けなのか、見直されるガイドラインを待っての作業なのかを明確にされ、必要な時間軸とその期間を明らかにする必要がある。 <p>【フュージョン・コミュニケーションズ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 競争評価の実施スケジュールは、総務省によって、例えばガイドラインやキックオフ・ドキュメントにおいて具体的に明示されるべき事項と考える。 このため、キックオフ・ドキュメントにおける実施スケジュールに加え、6-2（1）及び図表6-2-1に、ガイドラインに記載されるべき事項として、一の対象分野についての大凡の実施スケジュールを明確に追記する。 なお、（2）については、ガイドラインの策定後は、定常的に実施すべき作業と考える。

<ul style="list-style-type: none"> この報告書に記述がないが、競争評価の独立かつ公正性を担保するため、この競争評価を実施する主体は、規制機関から独立していることが必要であり、かつこの主体から独立した「申し立て」制度を確立する必要がある。全ての評価や決定を行うためには、客観性を確保することが必要。従って、評価の過程を管理運営する主体は、中立な地位を確保されていなければならない。パブリックコメントや、公開の場での議論を通じた透明性の確保が必要なことは、言うまでもない。加えて、競争評価を行う主体は、この分野で多くの経験がある学識経験者やエコノミスト等、総務省から独立したメンバーにより構成されるべき。また、総務省の任命によるバイアスの回避を確保するため、独立した申し立ての制度が別途確保されるべき。【C&W IDC】 	<ul style="list-style-type: none"> 本研究会は、競争評価手法を研究することを目的とするものであって、ご指摘の点については、本研究会の検討事項の範疇を超えており、本研究会が回答する立場にないと考える。
<ul style="list-style-type: none"> 競争評価にあたって、総合的な評価が避けられないとすれば、競争評価の過程において、また、評価結果に基づく政策措置の必要性の判断にあたり、公正性、中立性、透明性をできる限り確保する必要がある。そのための具体的な方策としては、パブリックコメントにより広く国民、企業から意見を募集することは当然として、透明な手続の下で競争評価を実施し、その結果の公正・中立な判断に基づいて競争ルールの策定・執行等を行なう、独立した規制機関を設置する必要がある。一方、報告書案では、競争状況の総合評価にあたって、公正取引委員会の参画を求めているが、同委員会の独立行政委員会としての位置付けに留意するとともに、競争評価の手法や考え方を独禁法のそれとできる限り整合のとれたものとする必要がある。そのような観点からは、競争評価の具体的実施方法等に関するガイドラインの策定・見直し、ならびに競争状況の評価とその結果に基づく政策措置の必要性の判断にあたり、公正取引委員会による意見表明の機会を確保し、パブリックコメントを募集する際に、同委員会の意見も合わせて公表することとすべき。【日本経済団体連合会】 本研究会で検討された「競争評価手法」に関しては、事業者・サービスなどが激しく変化する中で、複雑になっている市場を捉え、競争評価をすることが非常に困難であることを踏まえて、数多くの留意点を十分に検討したものとする。また、諸外国の競争評価手法、また、わが国の独占禁止法の手法を参考に、日本独自の案を考案している点も評価できる。しかし、この意見書において具体的に明記されていないことが1点ある。それは、今回の報告書を基にして作られたこの競争評価を行う主体についてである。競争評価手法それ自体については一定の評価ができるものの、一貫して「行政」という主体が何を表わしているのか不明確。本競争評価の透明性、客観性の確保のためにも、我が国においても、情報通信に特化した機関を設立し、英国 OFTEL を参考に、情報通信に特化した機関と専門家などで形成されたワーキンググループにより競争評価を行っていく必要があるのではないかと考える。また、米国型を採用し、総務省と公 	

	<p>正取引委員会との連携・調整によって競争評価を進めていくとしても、各機関の役割をはっきりさせていくことが求められる。いずれにしても本競争評価を扱う「主体」についてはより明確化させるべき。【川名・堀】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公正取引委員会との連携につき述べられている。この点、ECの新パッケージは両当局の協力を規定しているが引用されていない。全体的に言える事だが、ECの新パッケージを強く意識して参考にしていることが報告書案から感じとれるにもかかわらず、その詳細内容で該当する報告書案の個所に引用されているものに偏りがかなりある。競争当局との協力の仕方は様々な形態があるが、違いを示して、報告書案に示されていない他の方法についても意見を求めるということもオープンな議論という観点から必要ではないか。また、例示されている国にも偏りがある。ドイツのように市場画定は競争当局の専権事項で、通信規制当局は市場画定の判断を競争当局に仰がねばならない仕組みを現行法において持っている国等についても、きちんと例示すべきではないか。今回の研究会の運営方法は、画期的かつとてもすばらしいものである。更なるオープンな議論の確保の為に、以上のような配慮が国際比較の表等に為されれば、一層充実した議論に資すると考える。【風間 法子】 	<ul style="list-style-type: none"> 本研究会は、EUを初めとする諸外国の事例を紹介することを目的としておらず、本研究会の検討に必要なもののみを引用しているのは当然である。
(1)	<ul style="list-style-type: none"> 特定の分野を短い周期で繰り返し対象とする場合等においては、連続して実施していく客観的な基準に照らして判断を行うべきであり、事業者にとって事業運営活動の萎縮につながらないように配慮すべきである。その観点からは、ここであえて「特に重要性の高い分野はできるだけ短い周期で繰り返し対象とする」といった表現を記載する必要性に乏しい。よって3ポツを「各対象分野についての競争評価の実施間隔（全対象分野を一度に分析、評価し、それを継続して繰り返していくことが理想であるが、実務上の理由からそれが難しい場合には、競争の実態に応じて柔軟に対処すべきである。）等が含まれる必要がある。」のように修文すべき。【NTTドコモ】 競争評価の結果として競争が進展していると判断され、規制が緩和された市場についても、その後の市場動向の変化により、競争ルールを再構築することが必要になることも想定。したがって、競争評価は、一度規制を緩和した場合であっても定期的実施することとし、必要に応じた競争ルールの再構築が着実に実施されるよう明確にしていきたい。よって、3ポツの文末に「また、競争評価の結果、規制緩和されたものについては、規制緩和による影響について特に注視することとし、結果として、当該規制緩和により実態として競争が有効に機能しなくなった場合には、競争促進のためのルールを再構築すべきである。」と加筆すべき。【KDDI】 	<ul style="list-style-type: none"> 対象分野の重要性が高い、変化が激しい場合等には、当該対象分野についてできるだけ短い周期で繰り返し競争評価を実施することは、競争評価を有用なものとする観点からは当然である。また、競争評価の継続が「事業者にとっての事業運営活動の萎縮に繋がる」とのご指摘については、その根拠が明確でないが、競争評価の対象分野が特定されるキックオフ・ドキュメントが公表・意見募集された際、その具体的な根拠と併せて意見を表明すべき事項と考える。 競争評価の結果をもって直ちに政策の変更が導き出されるものではないので、ご指摘の修文は不適当と考える。なお、あるサービス分野が「規制緩和された」分野であるか否かに係わらず、例えば3-2で示したような基準に該当する場合には、当該サービス分野についての競争評価を定期的実施することとなるのは言うまでもない。

		<ul style="list-style-type: none"> 一連の競争評価の実施に係るフローや競争状況の評価に用いられる各指標等について、見直しの間隔を明示すべき。具体的には、ガイドラインを2年毎に見直すことが適当。【日本テレコム】 	<ul style="list-style-type: none"> 競争評価の実践を踏まえ、ガイドラインを見直すことについて異議はないが、競争評価が実践されていない現時点において、その間隔を一律に規定することは不適當。
		<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインの見直しの際にはパブリックコメントを募集すべき。【日本テレコム】 競争評価の具体的実施に係るガイドラインの見直しについては、「例えば意見公募等を通じて、広く利害関係者等の意見を聞くことが望ましい」ではなく、策定時と同様に「意見公募等を行い、広く利害関係者等の意見を聞く」と明記していただきたい。なお、意見募集の趣旨とは、広く一般から意見を聞くことにより十分に議論を深め、行政の透明性・公平性を高めることと理解。従前の意見募集では、提出された意見について総務省の見解等は示されるが、上記の趣旨に則り、提出された意見を十分に考慮して検討を行い、結論を出されますよう要望。【KDDI】 ガイドライン後の意見公募は不要。【ソフトバンクBB】 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインの見直しの際には、基本的には広く利害関係者等の意見を聞くべきと考えるが、その見直しの内容や程度によっては、広く利害関係者等の意見を聞く必要がない場合も想定されるので、「望ましい」と記述したものの。
4 4	(2)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者からデータを提出する際、提出（義務）の公平性、秘匿情報に対する秘密保持等への対策について検討いただきたい。【フュージョン・コミュニケーションズ】 	<ul style="list-style-type: none"> 5 - 5 (3) についての意見に対する考え方を参照。
	(3)	<ul style="list-style-type: none"> 本研究会においては、競争評価の結果の信頼性を確保する観点から、必要情報の収集・処理方法等に加えて、情報の収集時期及びその期間の明確化についても議論が行われており、その点についても記載すべき。また、キックオフ・ドキュメントへ実施の細目を記載する際に、こうした情報の収集時期及びその期間についても明記することを要望。【J - フォン】 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘を踏まえ、2 ポツを「必要となるデータやその収集・処理方法、<u>収集時期</u>」と修文する。また、図表 6 - 2 - 1 に、その旨を併せて追記する。
4 5	(4)	<ul style="list-style-type: none"> アンケートの内容について意見募集を実施する旨、明記していただきたい。【KDDI】 	<ul style="list-style-type: none"> アンケートの内容のみについて意見公募を実施するか否かについては競争評価の実施の迅速性と併せて勘案すべきである。
	(4)	<ul style="list-style-type: none"> 競争評価実施の上で重要な役割を担うサービス市場の画定に際しても、公平性、中立性、透明性及び客観性を確保し、評価実行者による恣意的な運用を排除することが必要であることから、意見公募すべき。【KDDI、J - フォン、ソフトバンクBB、日本テレコム】 	<ul style="list-style-type: none"> 市場画定の重要性は認識しているが、それのみについて意見公募を実施するか否かについては競争評価の実施の迅速性と併せて勘案すべきである。
	(4)	<ul style="list-style-type: none"> 現行の規律との関係については、現在の規制によってサービスベースでの競争が進んでいる場合には当該規制を維持することを含意していると理解。【日本テレコム】 現象面として競争が進展しているように見える市場であっても、これまでの競争ルールにより競争環境が実現されている場合もあります。有効競争の実現に向けた評価手法を検討する上では、規制を緩和した場合の影響を十分に考慮すべき。【KDDI】 	

4 6	(5)	<ul style="list-style-type: none"> 競争評価の第一目的は、現在の政策が時代や市場に見合ったものであるか、不十分な点はないかといったことを検証し、政策が現実の市場に見合わない場合や不十分な場合には変更すること。したがって、「トリガー」というあいまいな言葉ではなく、評価結果を競争政策に結びつけるべきと明確に記載する必要がある。【日本テレコム】 競争評価が「～略～(4)の当該サービス市場についての競争評価の結果は、その政策変更の是非についての議論を開始する「トリガー」として機能し得るものである。」ことは、重要なことである。これが確実に実行されることを担保するために、競争が有効に機能していない蓋然性が高いとされ、規律との関係について言及された事項に対して、行政が何らかの対応を行うことを確約する法的根拠が必要ではないか。【フュージョン・コミュニケーションズ】 評価結果を踏まえた具体的な政策決定を行う場合についても、例外なく意見募集を実施するとともに、評価結果及び意見に対し行政が考え方を明示し、説明責任を果たしていただきたい。【KDDI】 	<ul style="list-style-type: none"> 1 - 1 (3) についての意見に対する考え方を参照。 本研究会は、競争評価手法を研究することを目的とするものであって、ご指摘の点については、本研究会の検討事項の範疇を超えており、本研究会が回答する立場にない。
4 7	図表 6-2-1	<ul style="list-style-type: none"> 当該フロー図のなかに、競争評価の実施スケジュールを具体的に書き込むべき。【KDDI、ソフトバンクBB、日本テレコム】 当該フロー（案）において、事業法や省令の見直しについては、「法律制定や審議会審議のフローに従う」とあるが、法律を定期的に見直すことはなく、そのようなフローは存在していないと理解。今般、競争評価実施に係るフローが確立されることを契機として、政策レビューの実施に係るフローも確立されることを要望。【日本テレコム】 	<ul style="list-style-type: none"> 競争評価の実施スケジュールは、総務省によって、例えばガイドラインやキックオフ・ドキュメントにおいて具体的に明示されるべき事項と考える。 このため、キックオフ・ドキュメントにおける実施スケジュールに加え、6 - 2 (1) 及び図表 6 - 2 - 1 に、ガイドラインに記載されるべき事項として、一の対象分野についての大凡の実施スケジュールを明確に追記する。 ご指摘を踏まえ、「事業法や省令等の見直し」については「<u>法律制定や審議会審議のフロー法令の改正等所要の制度整備の</u>手続に従う。」と修文する。